

**「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく
死亡届不要等の対応について
(公健法、石綿救済法)**

令和4年1月21日

大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課

保健業務室

石綿健康被害対策室

「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく死亡届不要等の対応について

1. 背景

- 高齢化の進展、世帯構成や家族形態の変化等により、遺族が行う死亡・相続に伴う手続きの負担が一層増加することが想定されている。
- このような状況を踏まえ、死亡・相続手続きについてのワンストップ化（死亡・相続ワンストップサービス）を推進することが、デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）等に明記された。

2. 公健法における死亡届出不要の対応について

- 現行施行規則において、＜認定患者＞及び＜遺族補償費受給者＞に係る**死亡届出義務**（施行規則第10条及び同第26条第2項）を規定。
- 死亡届出義務の廃止の対応方針について中央環境審議会環境保健部会（第43回）において報告。
- 自治体のシステム整備の状況が一様でないことから都道府県知事等が、住民基本台帳法に基づき、地方公共団体情報システム機構から被認定者及び遺族補償費を受けられる者の本人確認情報（氏名、生年月日、住所、死亡情報等）の提供を受けられる場合には、規則第10条及び第26条第2項の規定に基づく届出を不要とする。
- なお、類似の仕組みをもつ石綿による健康被害の救済に関する法律の施行規則においても、公健法と同様に、環境再生保全機構が被認定者の本人確認情報の提供を受けられる場合には、死亡届出等を不要とする。

3. 進捗状況

- 公健法及び石綿救済法の両方についてパブリックコメント等所要の手続きを経て、令和3年12月16日に改正省令の公布を行い、即日施行した。